

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認奈良地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
厚生年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	14 件
国民年金関係	9 件
厚生年金関係	5 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間の標準報酬月額に係る記録を28万円に訂正することが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の上記訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和28年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和62年3月16日から同年8月1日まで

私の年金記録を確認すると、昭和62年3月の入社時から同年8月に改定されるまでの5か月間の標準報酬月額が24万円と記録されている。

しかし、申立期間に係る給与支払明細書を確認すると、標準報酬月額28万円に相当する厚生年金保険料が控除されているので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与支払明細書から、申立人は、申立期間において、その主張する標準報酬月額（28万円）に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、これを確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が給与支払明細書で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う報酬月額の届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 3 月の国民年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 13 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 3 月

私は昭和 58 年 4 月から 61 年 3 月まで国民年金保険料の免除を受けていたが、同年 5 月から免除されていた期間の追納を順次行った。申立期間の保険料についても平成元年 3 月 28 日に納付したが、同年 6 月 8 日に還付されていると言われた。還付金を受け取った記憶は無く、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立人が所持している昭和 61 年 5 月 8 日発行の「納付書・領収証書」により、平成元年 3 月 28 日に申立期間の保険料を納付したことが確認できる。しかしながら申立期間については昭和 61 年 4 月 26 日に申立人の婚姻（61 年 3 月*日）に伴う加入資格の変更（強制加入から任意加入へ）が行われた結果、承認されていた免除が取り消されたことが確認できることから、上記保険料は納付期限後の納付となり、時効期間の納付として保険料が還付されたと推認できる。

また、還付整理簿には申立人の住所、還付金額、還付事由、還付期間、還付決定日及び支払日が明確に記録されている上、これらは被保険者名簿と一致していることから、申立期間の還付金に係る一連の事務処理に不合理な点はみられない。

さらに、申立人は「還付金を受け取った記憶は無い。」と主張しているが、還付整理簿及びオンライン記録に記載されている申立人の住所は、当時、申立人の住民登録が行われていた住所と同一であることが確認できることから、申立人が「国民年金保険料過誤納額還付・充当通知書及び国民年金保険料還付請求書用紙」を受け取れなかったとは考え難く、申立人は還付の事実を知

り得る状況にあったと推認でき、申立人が還付通知書を受け取った時から既に2年以上経過していることから、還付請求権は時効により消滅している。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 57 年 4 月から 58 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 18 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 57 年 4 月から 58 年 12 月まで

友人との話をきっかけに A 市役所で国民年金の加入手続を行った。年金の未加入期間が生じないよう厚生年金保険被保険者資格喪失時に遡って資格取得し、加入手続前の国民年金保険料は 2 年数か月分を毎月 2 万円ほど、月々の保険料納付とは別に納付したのを覚えている。申立期間が未納とされているのは納付できないので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 61 年 2 月 27 日に A 市において払い出されていることが、国民年金手帳記号番号払出簿により確認できるところ、この時点で申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、申立人は「加入手続を行ってから月々の保険料とは別に加入手続前の 2 年数か月分の保険料を毎月 2 万円程納付した。」と述べているところ、被保険者名簿によると申立人に手帳記号番号が払い出された後に、昭和 59 年 1 月から 61 年 3 月までの保険料（1 万 7,490 円から 2 万 220 円）を同年 3 月以降、順次 9 か月にわたってほぼ毎月納付していることが確認できることを踏まえると、申立人が国民年金の加入手続を行ったのは 61 年 2 月頃であったと推認できる。

さらに、昭和 57 年 4 月から 58 年 12 月までの国民年金手帳記号番号払出簿を縦覧調査した結果においても、申立人に別の手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

加えて、申立人は国民年金の加入手続及び保険料納付は妻が行ったと述べており、申立人は関与していない上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立

期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 52 年 8 月から 59 年 4 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 32 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 52 年 8 月から 59 年 4 月まで
昭和 55 年頃、A 市役所で国民年金の加入手続を行い国民年金保険料の納付を始めたにもかかわらず、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。調査の上、記録の訂正を求める。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和 62 年 1 月 26 日に払い出されていることが国民年金手帳記号番号払出簿により確認することができ、この時点で、申立期間の保険料は時効により納付することができない。

また、昭和 52 年 6 月から 61 年 12 月までの A 市に係る国民年金手帳記号番号払出簿を調査した結果、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらなかった。

さらに、申立人は、昭和 55 年頃 A 市役所で加入手続を行ったと述べているが、申立人の住民票は 59 年 3 月 15 日まで B 町にあったことが確認できることから、55 年頃 A 市役所で加入手続を行うことはできなかったと考えられる上、B 町において、申立人に国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらず、申立人の国民年金被保険者名簿も存在しなかった。

加えて、申立人が主張する申立期間当時の保険料額（7,100 円）は、納付の事実が確認できる昭和 61 年度の金額と一致する。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成8年10月から9年3月までの期間及び同年5月から10年3月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和51年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成8年10月から9年3月まで
② 平成9年5月から10年3月まで

私の年金記録を確認すると、平成9年4月の国民年金保険料が納付済みとなっているのに、前後の期間が未納となっているのはおかしい。

未納となっている期間も母が納付してくれていたはずなので、申立期間について、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「平成9年4月の国民年金保険料が納付済みとなっているのに、その前後の申立期間が未納となっているのはおかしい。」と述べているところ、オンライン記録によると、前納された平成10年度の国民年金保険料のうち、平成11年3月については申立人が同月に厚生年金保険被保険者資格を取得したため、9年4月の国民年金保険料に充当する処理が11年5月に行われていることが確認できる。

また、国民年金保険料を納付した後に厚生年金保険被保険者資格を重複取得した場合、還付処理が行われることになるが、還付決定時に時効にかからない納付可能な未納期間がある場合には、還付に先立って充当処理が行われることから、現在、納付済みとされている申立人の平成9年4月の保険料は、充当処理が行われた11年5月までは未納となっており、申立期間①及び②を含め、8年10月から10年3月までは連続した未納期間であったと考えられる。

さらに、申立人に係るA市の平成9年度の収滞納一覧表においても、当該一覧表が作成された平成10年6月時点において、9年4月は未納と記録され

ている上、その前後の申立期間①及び②についても未納とされている。

加えて、申立期間①の一部及び②は、基礎年金番号が導入された平成9年1月以降であり、特に保険料収納事務の機械化により記録管理の強化が図られており、納付記録が欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1111

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月から6年5月までの国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 47 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月から6年5月まで
私は、母から、申立期間当時は大学生であったため、国民年金保険料の免除申請の手続を行ってくれたことを聞いている。申立期間が未納とされていることに納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金の加入手続の時期については、オンライン記録によると、申立人の国民年金手帳記号番号の前後の記号番号に係る被保険者について、平成8年4月から申請免除期間が開始されていること、及び第3号被保険者の資格取得の届出が同年6月28日に処理されていることが確認できる上、申立期間直後の6年6月の申立人の国民年金保険料を8年7月15日に過年度納付していることが確認できることから、同年5月から同年7月頃までの期間に国民年金に加入したものと推認される。

また、国民年金保険料の免除承認は、制度上、免除申請のあった日の属する月の前月から免除申請のあった日の属する年度の末日までの期間について行われることから、上述のとおり、国民年金の加入手続を行ったと推認される時点（平成8年5月から同年7月頃まで）では、遡って申立期間の国民年金保険料の免除申請を行うことができない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び免除申請手続に関与しておらず、それらの手続を行ったとする申立人の母親は記憶が曖昧であることから、申立期間当時の加入手続及び免除申請手続の状況等は不明である。

このほか、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたことを示す関連資料は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を免除されていたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の平成4年6月から同年8月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和33年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成4年6月から同年8月まで

私は、夫が退職した後、国民年金保険料の免除申請の手続を行った。その後、保険料を納付しておいたほうがいいことを聞き、また、資金もできたので、夫がA役場で夫婦二人分を納付した。納付した時期は、はっきりと覚えていないが、平成8年又は9年頃だと思う。納付したことは間違いないので、調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について、国民年金保険料の免除申請の手続を行ったが、資金ができたのでA役場で納付した。」と主張しているが、A役場では、「当時役場において現年度の保険料以外は取り扱うことはなく、追納保険料に係る納付書も作成していなかった。」と回答しており、申立人の主張と相違する。

また、申立人は、「夫婦二人分を納付した。」と主張しているが、オンライン記録によると、申立期間について申立人の夫も免除の記録となっていることが確認できる。

さらに、申立人は、平成8年又は9年頃に納付したとしているところ、オンライン記録によると、6年12月から7年3月までの期間について8年10月に過年度納付していることが確認できるが、この頃は、基礎年金番号制度が導入される頃であり、特に保険料収納事務の機械化により記録管理の強化が図られた頃であることから、納付記録が欠落する可能性は極めて低いものと考えられる。

加えて、オンライン記録では、申立期間に係る免除期間の追納申出及び追納納付書の発行を行ったとする記録は確認できない上、申立人が申立期間に

係る国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）も無い。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 46 年 7 月から 50 年 8 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 46 年 7 月から 50 年 8 月まで

私は、20 歳になった時、母から勧められ自宅の前にあった A 役場で国民年金の加入手続を行った。その後は母が国民年金保険料を納付してくれていたはずである。姉も私と同様に嫁ぐまで母が納付してくれており、私だけ未納となっているのは納得がいかないので調査してもらいたい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「20 歳になった時、母から勧められ自宅の前にあった A 役場で国民年金の加入手続を行い、国民年金保険料は母が納付してくれていた。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金に加入した場合に払い出される国民年金手帳記号番号は、申立人に対し結婚後の昭和 50 年 9 月 4 日に B 町で払い出されていることが確認でき、申立人は、同月頃に国民年金に加入したものと推認されることから、申立期間は未加入期間であり、制度上、保険料を納付することができない上、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

なお、オンライン記録によると、申立期間のうち、昭和 48 年 10 月 1 日から 50 年 2 月 1 日までの期間について、申立人の記録は、厚生年金保険の被保険者の記録であることが確認できる。

また、申立人は、国民年金の加入手続等について具体的に覚えていない上、国民年金保険料の納付については直接関与しておらず、保険料を納付していたとする申立人の母親は既に死亡していることから、申立期間当時の加入手続及び保険料納付の状況等は不明である。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資

料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1114

第1 委員会の結論

申立人の昭和 39 年 4 月から 46 年 7 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 39 年 4 月から 46 年 7 月まで

私は、昭和 34 年 4 月から住み込みにより勤務していた事業所の事業主が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていたと聞いている。国民年金の加入記録が無いのはおかしいので、調査して記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、「申立期間について住み込みにより勤務していた事業所の事業主が私の国民年金の加入手続を行い、保険料を納付してくれていた。」と主張しているが、国民年金手帳記号番号払出簿によると、国民年金に加入した場合に払い出される国民年金手帳記号番号は、申立人に対し申立期間よりも後の昭和 54 年 4 月 17 日に払い出されていることが確認できる。

また、申立人に対して別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない上、申立人が所持する年金手帳及びオンライン記録によると、そのいずれも国民年金被保険者資格取得日は昭和 54 年 3 月 19 日と記録されていることが確認できることから、申立期間は未加入期間に該当し、保険料を納付することはできない。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び申立期間の保険料納付について直接関与しておらず、これらを行ったとする当時の事業主は、既に死亡しているため、申立期間当時の加入手続及び保険料納付の状況等は不明である。

このほか、申立期間は 88 か月と長期間である上、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の国民年金保険料を納付したことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

奈良国民年金 事案 1115 (事案 957 の再申立て)

第1 委員会の結論

申立人の昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 41 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月まで

前回、昭和 61 年 2 月から 62 年 1 月までの期間を申し立てたが、私の記憶違いであり、61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間であることを正確に思い出した。申立期間の保険料については、61 年 4 月中旬に私の母が 1 年間分の保険料をまとめて納付した。

新たな資料は無いが、母が保険料を納付した時に、父が私はまだ学生だから必要ないと反対していたこともはっきり記憶しており、そのことは父も記憶している。

再度調査をして、早急に記録訂正をお願いしたい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間のうち昭和 61 年 4 月から 62 年 1 月までに係る申立てについては、i) 申立人の国民年金の加入手続及び保険料納付を行ったとする申立人の母親は、それらの記憶が不明であり、申立期間当時の状況について確認することができないこと、ii) 保険料納付が行われていた場合は国民年金手帳記号番号が取り消されるとは考え難いが、国民年金手帳記号番号払出簿及びオンライン記録によると、61 年 6 月 16 日に申立人に対して払い出されている国民年金手帳記号番号は、63 年 1 月 21 日に取り消されていることが確認できる上、同手帳記号番号の払出日が申立人と同日となっている 60 人の生年月日は、申立人の生年月日と近接しており、そのうち申立人を含む 47 人の同手帳記号番号が取り消されていることが確認できることから、それらの同手帳記号番号は、加入手続を行ったことにより払い出されたものではなく、A 市が職権により払出しを行ったものと考えられること、iii) オンライン記録及び A 市の国民年金収滞納一覧表のいずれにおいても、申立期間の保険料納付記

録が確認できないこと等から、既に当委員会の決定に基づく平成 22 年 11 月 17 日付け年金記録の訂正は必要とまでは言えないとする通知が行われている。

今回の再申立てについて、申立人は、「母が保険料納付した期間は昭和 61 年 4 月から 62 年 3 月までの期間であり、61 年 4 月中旬頃に 1 年間分をまとめて納付した。保険料納付に反対した父が当時のことを記憶している。」と主張している。

しかしながら、申立人の国民年金の加入については、上述のとおり、職権によるものであると考えられる上、昭和 61 年度の A 市の国民年金収滞納一覧表には申立人の記録は未納と記録され、納付した記録は確認できず、当該資料の申立人と同じページに記載されている被保険者 28 人の納付記録について確認したものの、記録に不自然な点はうかがえない。

また、オンライン記録及び昭和 60 年度から 63 年度までの期間に係る国民年金保険料還付整理簿からも、昭和 63 年 1 月 21 日に取り消されている申立人の国民年金手帳記号番号に係る保険料の還付記録を確認することはできないことから、申立期間の国民年金保険料が納付されていたものとは考え難い。

さらに、申立人の父親が申立期間の保険料納付について証言しているものの、そのことから保険料納付に係る具体的事情をうかがうことはできない。

これらの理由及びその他に委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険第4種被保険者として認めることはできない。また、申立人の申立期間における厚生年金保険第4種被保険者としての厚生年金保険料については、還付されていないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 12 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 58 年 7 月 21 日から 61 年 2 月 1 日まで

A社を退職後、厚生年金保険の加入期間が20年になるよう厚生年金保険第4種被保険者の資格を取得し、保険料を納付した。平成9年に、以前に勤務していた際の厚生年金保険被保険者期間が判明し、統合処理が行われた結果、第4種被保険者期間を含めなくても老齢年金の受給資格を満たすこととなり、第4種被保険者期間の記録が取り消された。

取り消された第4種被保険者期間に係る納付済みの保険料について、還付された覚えがないので、申立期間について保険料を還付するか厚生年金保険の期間として認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

厚生年金保険第4種被保険者名簿により、申立人が、昭和58年7月から61年1月までの期間、第4種被保険者として厚生年金保険料を納付したことが確認できる。しかし、昭和60年改正前の厚生年金保険法第17条の規定により、厚生年金保険第4種被保険者は、第4種被保険者期間を含め厚生年金保険被保険者期間が20年に達したときは、第4種被保険者としての資格を喪失することが定められている。申立人は、第4種被保険者として厚生年金保険料を納付し、厚生年金保険被保険者期間が20年に達し当該資格を喪失した後に、別の厚生年金保険記号番号で管理された35か月（昭和31年4月1日から34年3月15日まで）の厚生年金保険被保険者記録が判明し、申立人の厚生年金保険被保険者記録に追加されている。したがって、社会保険事務所（当時）が行った申立人に係る厚生年金保険第4種被保険者期間を取り

消す手続は、法令に照らし適正である。

また、申立人は、厚生年金保険第4種被保険者の資格期間の取消しに伴って生じる過誤納金（厚生年金保険第4種被保険者として既に納付している保険料）について、還付を受けた記憶が無いと主張している。しかし、当該過誤納金の還付の事実を確認できる資料は無いものの、現存する厚生年金保険第4種被保険者名簿に不自然な点はなく、資格期間の取消しとそれに伴う過誤納金の還付処理は一連の処理であり、還付処理のみを行わないことは考え難く、第4種被保険者の資格期間の取消しに伴い還付金額の決定後、本人宛てに過誤納額還付通知書及び保険料等還付請求書の用紙を送付することによって通知され、本人から還付請求書の提出を受け還付金が支払われることが一般的であることから、申立人に係る過誤納金についても、第4種被保険者の資格期間の取消しに伴い還付がなされたものとするのが相当である。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について厚生年金保険第4種被保険者として認めることはできない。

また、申立人が申立期間における厚生年金保険第4種被保険者としての厚生年金保険料を還付されていないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和41年11月8日から44年12月31日まで
② 昭和45年1月5日から同年7月31日まで

日本年金機構から届いたはがきにより、申立期間についてA社を退職後に脱退手当金が支給済みであることを知った。しかし、20代の頃に一度脱退手当金を請求したことはあるが、その後は請求したことはないので、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間に係る脱退手当金裁定請求書によると、同裁定請求書は申立期間②の被保険者資格を喪失した日の約2か月後の昭和45年10月9日付けで社会保険事務所（当時）へ提出され、申立人の署名及び押印が確認できることに加え、申立期間の最終事業所が作成した退職所得の受給に関する申告書が添付されている上、脱退手当金は申立人が勤務していたA社の所在地に近い銀行支店の申立人名義の預金口座に送金されたことが確認できることを踏まえ、申立人の意思に基づき脱退手当金が請求されたものと考えられる。

また、申立期間の最終事業所の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

奈良厚生年金 事案 1166

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 32 年 3 月 19 日から 42 年 4 月 21 日まで

A社に昭和 32 年 3 月 19 日から 42 年 4 月 21 日まで勤務した。しかし、平成 22 年 9 月に日本年金機構から届いたはがきによると、同社における厚生年金保険被保険者期間について脱退手当金が支給済みとされており、脱退手当金を受け取った日付と金額が記入されていたが、全く覚えがないので驚いた。家族からも受給した話は聞いたことがないので、調査して厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間当時の事務処理においては、脱退手当金を支給した場合、厚生年金保険被保険者証に脱退手当金を支給した旨の「脱」の表示をすることとされていたところ、申立人が現在も所持している厚生年金保険被保険者証には「脱」表示が確認できることから、申立人の意思に基づかないで脱退手当金が請求されたものとは認め難い。

また、A社の健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されている上、支給金額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、申立人から聴取しても、受給した記憶がないという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人が申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 22 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 43 年 6 月 1 日から同年 12 月 2 日まで
② 昭和 44 年 3 月 15 日から 45 年 1 月 1 日まで

私は、昭和 43 年 6 月頃、A社に入社し 44 年 12 月末まで勤務した。同社では 1 年以上勤務していたにもかかわらず、同社における厚生年金保険被保険者期間が 43 年 12 月から 44 年 2 月までの 3 か月間しかないのは納得できない。同社の退職時期は、同職種の同僚が退職した 1 か月後である。参考資料として、同社で社会保険事務を担当していた者からの文書を提出するので、調査の上、厚生年金保険の記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間①について、申立人は、「昭和 43 年 6 月頃、A社に入社した。」と主張しているところ、同社の社会保険事務担当者であった同僚は、「はっきりとは覚えていないが、申立人とは 1 年位は一緒に仕事をしたように思う。」と証言していることを踏まえると、期間は特定できないものの、申立人が申立期間中に同社に勤務していたことは推認できる。

しかしながら、A社では、「申立期間当時、当社では、3 か月から 6 か月程度の試用期間を設けていた。」と回答していることから、従業員全員を必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させる取扱いをしていなかった事情がうかがえる上、オンライン記録により、申立人と同時期に同社において厚生年金保険被保険者資格を取得している複数の同僚からも、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料が控除されていたことをうかがわせる証言を得ることができない。

申立期間②については、申立人は、「職種が同じであった同僚が退職してから 1 か月後に退職した。」と述べているところ、A社の健康保険厚生年金保険事業所別被保険者名簿によると、当該同僚の同社における厚生年金保険

被保険者資格喪失日は昭和 44 年 1 月 26 日であることが確認できる。一方、申立人の被保険者資格喪失日は同年 3 月 15 日となっており、申立人の主張する内容とオンライン記録はおおむね一致していることが確認できる。

また、A社は、「申立期間当時の人事関係書類を廃棄しているため、申立人に係る勤務状況については不明である。」と回答している上、オンライン記録により、申立期間②に同社において厚生年金保険被保険者資格が確認できる複数の同僚からも、申立人が申立期間において同社に勤務していたことをうかがわせる証言を得ることができない。

さらに、オンライン記録によると、申立人は、申立期間において国民年金保険料を納付していることが確認できる。

このほか、申立人の申立期間における厚生年金保険料の控除をうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間①及び②に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 17 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 43 年 9 月 5 日から 45 年 10 月 30 日まで

私は、昭和 45 年 10 月に A 社 B 店を退職したが、その時点における過去の 4 つの厚生年金保険被保険者期間のうち、同事業所の被保険者期間のみが脱退手当金を受給したこととなっている。

しかし、当時は年金に関心が無く、脱退手当金を受給した記憶は無い。

なぜ A 社 B 店の記録のみが脱退したこととされているのか、本当に脱退する意志があるなら全てを脱退するはずだ。

この度、年金事務所から通知はがきを送付されてきたので、調査を希望する。

第3 委員会の判断の理由

申立人の脱退手当金裁定請求書には、請求時点（昭和 46 年 1 月）の申立人の氏名及び住所地が記載され、「小切手 46. 6. 10 交付済」の押印及び申立人の当時の住所地近くに所在していた「C 郵便局」に国庫金送金通知書が送付された記載が確認できる。

また、A 社 B 店に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿の申立人の欄には、脱退手当金の支給を意味する「脱」の表示が記されているほか、当該脱退手当金は申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格喪失日から約 7 か月半後の昭和 46 年 6 月 10 日に支給決定されており、支給額に計算上の誤りが無いなど、一連の事務処理に不自然さはうかがえない。

さらに、脱退手当金が未請求となっている昭和 33 年 3 月 22 日から 34 年 8 月 7 日までの期間、同年 8 月 7 日から同年 9 月 11 日までの期間及び 39 年 3 月 10 日から同年 8 月 20 日までの厚生年金保険被保険者期間については、当該被保険者期間に係る厚生年金保険被保険者記号番号が申立期間に係る被保

険者記号番号と異なっており、当時、請求者からの申出がなければ、別の記号番号で管理されていた被保険者期間を把握することが困難であったことから、未請求期間の脱退手当金の支給が無かったことについて不自然さはいかたがえない。

加えて、申立人から聴取しても、受給した記憶が無いという主張のほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情など総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。